

スポーツ振興くじ（第716回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第169号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成26年7月22日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

- 1 スポーツ振興投票の名称
別紙のとおり
- 2 スポーツ振興投票券の発売期間
別紙のとおり
- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 合致の割合の種類
別紙のとおり
- 5 指定試合を実施する期日又は期間
別紙のとおり
- 6 試合当たり投票種類数
別紙のとおり
- 7 指定試合で対戦するサッカーチーム名
別紙のとおり
- 8 合致の割合の算式において本センターが定める率
別紙のとおり
- 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
別紙のとおり
- 10 その他
発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第 7 1 6 回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成 2 6 年 8 月 1 3 日（水）～同年 8 月 2 0 日（水）
- ・ **合致の割合の種類**
開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
 - (1) m i n i t o t o A 組（ミニトト エイクミ）
1 等 1 0 割
 - (2) m i n i t o t o B 組（ミニトト ビークミ）
1 等 1 0 割
 - (3) t o t o G O A L 3（トトゴールスリー）
1 等 1 0 割
2 等 開催試合結果数（6）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成 2 6 年 8 月 2 0 日（水）
- ・ **試合当たり投票種類数**
 - (1) m i n i t o t o A 組
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (2) m i n i t o t o B 組
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (3) t o t o G O A L 3
1 試合ごとに 9 0 分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0 点」「1 点」「2 点」「3 点以上」の 4 種類
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) m i n i t o t o A 組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (2) m i n i t o t o B 組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (3) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

| 〔開催日〕 | 〔試合No.〕 | 〔ホームチーム〕 | 〔アウェイチーム〕 |
|-------|---------|-------------------|---------------------|
| 8/20 | ① | ガンバ大阪 (G大阪) | 徳島ヴォルティス (徳島) |
| 8/20 | ② | サガン鳥栖 (鳥栖) | 大分トリニータ (大分) |
| 8/20 | ③ | 横浜F・マリノス (横浜M) | ギラヴァンツ北九州 (北九州) |
| 8/20 | ④ | 柏レイソル (柏) | ジェフユナイテッド千葉 (千葉) |
| 8/20 | ⑤ | 大宮アルディージャ (大宮) | 湘南ベルマーレ (湘南) |
| 8/20 | ⑥ | サンフレッチェ広島 (広島) | 水戸ホーリーホック (水戸) |
| 8/20 | ⑦ | F C東京 (F東京) | 松本山雅F C (松本) |
| 8/20 | ⑧ | アルビレックス新潟 (新潟) | V・ファーレン長崎 (長崎) |
| 8/20 | ⑨ | 川崎フロンターレ (川崎) | 愛媛F C (愛媛) |
| 8/20 | ⑩ | 名古屋グランパス (名古屋) | 京都サンガF. C. (京都) |

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) mini toto A組

1等 1分の1

(2) mini toto B組

1等 1分の1

(3) toto GOAL 3

1等 5分の3

2等 5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) mini toto A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(2) mini toto B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(3) toto GOAL 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）